

第8次大阪府医療計画 「新興感染症の発生・まん延時における通常医療の提供体制確保」（素案）概要

1. 現状と課題（各分野における新興感染症にかかる医療機関の協定締結協議状況（令和5年10月25日時点）等）

○新興感染症のまん延時においては、感染症病床を有する感染症指定医療機関のみの受入れでは対応が困難となることが想定されるため、感染症法に基づき、入院・外来の患者受入れ等にかかる医療措置協定を各医療機関と締結。

○新興感染症の発生から感染症法に基づく発生の公表前までの発生早期の段階においては、感染症病床を有する感染症指定医療機関において、発生の公表後は、これら感染症指定医療機関に加え、感染症法に基づく第一種協定指定医療機関(入院)を中心に対応していくこととなり、流行初期は、第一種協定指定医療機関となっていない医療機関において、平時よりも通常医療の機能を強化することが求められる。

○新興感染症のまん延時における通常医療の提供体制確保には、各分野において、協定締結状況を踏まえた各医療機関の具体的な役割分担を事前に協議しておくことが重要。

がん

○新興感染症の発生・まん延時においても、がんの早期発見、必要ながん医療の提供に向けた取組が重要。

○大阪府がん診療連携協議会等において、協定締結状況を踏まえた各医療機関の具体的な役割分担等について、事前の協議が重要。

<参考：新興感染症にかかる医療機関の協定締結協議状況>

医療機関分類	医療機関数 (n)	第一種協定指定医療機関数			
		流行初期期間		流行初期期間経過後	
		(a)	(a/n)	(b)	(b/n)
国指定がん診療連携拠点病院	18	17	(94.4%)	18	(100%)
大阪府がん診療拠点病院	49	45	(91.8%)	49	(100%)
がん治療を行う病院(拠点病院以外)	107	55	(51.4%)	85	(79.4%)
合計	174	117	(67.2%)	152	(87.4%)

脳卒中等の脳血管疾患

○円滑な救急搬送のため、各地域において、協定締結状況を踏まえた具体的な役割分担や、保健所、消防等関係機関との感染症患者の救急搬送に係る協定(申し合わせ)締結等の対応について、事前の協議が重要。

<参考：新興感染症にかかる医療機関の協定締結協議状況>

医療機関分類	医療機関数 (n)	第一種協定指定医療機関数			
		流行初期期間		流行初期期間経過後	
		(a)	(a/n)	(b)	(b/n)
三次救急医療機関[脳卒中対応]	16	16	(100%)	16	(100%)
公立公的医療機関等	16	16	(100%)	16	(100%)
民間医療機関(上記以外)	0	0	(-)	0	(-)
二次救急医療機関[脳卒中対応]	99	79	(79.8%)	90	(90.9%)
公立公的医療機関等	50	50	(100%)	50	(100%)
民間医療機関(上記以外)	49	29	(59.2%)	40	(81.6%)

心筋梗塞等の心血管疾患

○円滑な救急搬送のため、各地域において、協定締結状況を踏まえた具体的な役割分担や、保健所、消防等関係機関との感染症患者の救急搬送に係る協定(申し合わせ)締結等の対応について、事前の協議が重要。

<参考：新興感染症にかかる医療機関の協定締結協議状況>

医療機関分類	医療機関数 (n)	第一種協定指定医療機関数			
		流行初期期間		流行初期期間経過後	
		(a)	(a/n)	(b)	(b/n)
三次救急医療機関[心血管疾患対応]	16	16	(100%)	16	(100%)
公立公的医療機関等	16	16	(100%)	16	(100%)
民間医療機関(上記以外)	0	0	(-)	0	(-)
二次救急医療機関[心血管疾患対応]	109	92	(84.4%)	107	(98.2%)
公立公的医療機関等	61	61	(100%)	61	(100%)
民間医療機関(上記以外)	48	31	(64.6%)	46	(95.8%)

糖尿病

○新興感染症の発生・まん延時においても、受診率向上や保健指導の促進にかかる継続的な取組が必要。

○透析医療提供体制の確保には、関係機関間において、協定締結状況を踏まえた具体的な役割分担等について、事前の協議が重要。

<参考：新興感染症にかかる医療機関の協定締結協議状況>

医療機関分類	医療機関数 (n)	第一種協定指定医療機関数			
		流行初期期間		流行初期期間経過後	
		(a)	(a/n)	(b)	(b/n)
血液透析実施医療機関	163	47	(28.8%)	68	(41.7%)
公立公的医療機関等	60	29	(48.3%)	32	(53.3%)
民間医療機関(上記以外)	103	18	(17.5%)	36	(35.0%)

精神疾患

○感染による身体悪化と精神症状それぞれの状態に応じた必要な入院が確保できるよう、精神科救急システムの活用、精神科をもつ三次救命救急センター等と連携等も含めた体制構築が必要。

○各地域において、協定締結状況を踏まえた各医療機関の具体的な役割分担等について、事前の協議が重要。

<参考：新興感染症にかかる医療機関の協定締結協議状況>

医療機関分類	医療機関数 (n)	第一種協定指定医療機関数			
		流行初期期間		流行初期期間経過後	
		(a)	(a/n)	(b)	(b/n)
精神病床を有する医療機関	61	12	(19.7%)	19	(31.1%)
公立公的医療機関等	10	5	(50.0%)	5	(50.0%)
民間医療機関(上記以外)	51	7	(13.7%)	14	(27.5%)

救急医療

○円滑な救急搬送のため、各地域において、協定締結状況を踏まえた具体的な役割分担や、保健所、消防等関係機関との感染症患者の救急搬送に係る協定(申し合わせ)締結等の対応について、事前の協議が重要。

○感染症患者増加により通常の救急患者への影響が想定される場合は、医療機関と連携し、入院患者待機ステーション設置等の対応も行い、迅速かつ適切に搬送可能な体制等を確保することが必要。

<参考：新興感染症にかかる医療機関の協定締結協議状況>

医療機関分類	医療機関数 (n)	第一種協定指定医療機関数			
		流行初期期間		流行初期期間経過後	
		(a)	(a/n)	(b)	(b/n)
三次救急医療機関	16	16	(100%)	16	(100%)
公立公的医療機関等	16	16	(100%)	16	(100%)
民間医療機関(上記以外)	0	0	(-)	0	(-)
二次救急医療機関(救急告示医療機関)	281	138	(49.1%)	208	(74.0%)
公立公的医療機関等	64	64	(100%)	64	(100%)
民間医療機関(上記以外)	217	74	(34.1%)	144	(66.4%)

周産期医療

○感染した妊産婦の増加により、医療ひっ迫のおそれが生じることから、周産期緊急医療体制(OGCS・NMCS)と連携のもと、それぞれ役割分担を図る等により、医療提供体制を確保することが必要。

○大阪府周産期医療及び小児医療協議会等において、協定締結状況を踏まえた具体的な役割分担等について、事前の協議が重要。

<参考：新興感染症にかかる医療機関の協定締結協議状況>

医療機関分類	医療機関数 (n)	第一種協定指定医療機関数			
		流行初期期間		流行初期期間経過後	
		(a)	(a/n)	(b)	(b/n)
①周産期母子医療センター	23	17	(73.9%)	19	(82.6%)
②NMCS・OGCS参画医療機関(①除く)	13	3	(23.1%)	4	(30.8%)
③分娩を取り扱う病院(①、②除く)	29	2	(6.9%)	5	(17.2%)
合計	65	22	(33.8%)	28	(43.1%)

小児医療

○感染した小児の増加により、医療ひっ迫のおそれが生じることから、それぞれ役割分担を図る等により、医療提供体制を確保することが必要。

○大阪府周産期医療及び小児医療協議会等において、協定締結状況を踏まえた具体的な役割分担等について、事前の協議が重要。

<参考：新興感染症にかかる医療機関の協定締結協議状況>

医療機関分類	医療機関数 (n)	第一種協定指定医療機関数			
		流行初期期間		流行初期期間経過後	
		(a)	(a/n)	(b)	(b/n)
小児中核病院	8	5	(62.5%)	6	(75.0%)
小児地域医療センター	20	16	(80.0%)	19	(95.0%)
小児入院医療管理料算定施設(上記除く)	18	2	(11.1%)	3	(16.7%)
合計	46	23	(50.0%)	28	(60.9%)

2. 施策の方向（具体的な取組）

● がん

- ・新興感染症の発生・まん延時の状況に応じ、適切ながん検診の受診環境の整備に向けた取組を推進。
- ・新興感染症の発生・まん延時の状況に応じて必要ながん医療を提供するための連携体制を構築。

● 精神疾患

- ・新興感染症の発生・まん延時の状況に応じて必要な精神科医療を提供するための連携体制を構築。

● 脳卒中等の脳血管疾患

- ・新興感染症の発生・まん延時や災害時等の有事においても、脳卒中患者を救急現場から急性期医療を提供できる医療機関に、迅速かつ適切に搬送可能な体制を確保。

● 救急医療

- ・新興感染症の発生・まん延時において、感染症対応と通常の救急医療を両立できるような体制を確保。

● 心筋梗塞等の心血管疾患

- ・新興感染症の発生・まん延時や災害時等の有事においても、心血管患者を救急現場から急性期医療を提供できる医療機関に、迅速かつ適切に搬送可能な体制を確保。

● 周産期医療

- ・新興感染症の発生・まん延時の状況に応じた適切な医療提供体制を整備。

● 糖尿病

- ・新興感染症の発生・まん延時の状況に応じ、適切に生活習慣病の早期発見と重症化予防に向けた取組を推進。
- ・新興感染症の発生・まん延時の状況に応じて適切な透析医療を提供するための連携体制を構築。

● 小児医療

- ・新興感染症の発生・まん延時の状況に応じた適切な小児医療提供体制を整備。
- ・新興感染症の発生・まん延時において、感染症対応と通常の救急搬送を両立できるような体制を確保。